

令和7年9月19日

法務省民事局参事官室 御中

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案
に対する意見書

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

当連合会は、民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

目 次

はじめに.....	3
第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設....	4
1 新たな遺言の方式.....	4
2 保管制度の在り方.....	15
3 日付.....	16
4 加除その他の変更、撤回.....	18
(1) 加除その他の変更.....	18
(2) 撤回.....	18
第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方.....	19
1 自書を要しない範囲.....	19
2 押印要件.....	20
第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方.....	23
1 規律の在り方の方向性.....	23
2 押印要件.....	23
第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方.....	25
1 作成することができる場面の規律.....	25

2	作成方法の規律.....	26
(1)	現行法の規律.....	26
(2)	死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式.....	27
(3)	一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式.....	31
第5	その他.....	32

はじめに

民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）により、所有者不明土地問題や空き家問題を解消するための方策として相続登記の申請が義務化され、相続登記の重要性は一層高まっている。また、相続登記のみならず、相続手続全般についても迅速な対応が求められる中、相続手続の執行に際して重要なツールとなるものの一つが遺言である。

自筆証書遺言を作成するためには、現状、全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書する必要があるところ、昨今では、パソコンやモバイル端末の保有率が高まっており、デジタル機器は非常に身近になっている（総務省「令和７年版情報通信白書」参照）。このような情勢の中、自筆証書遺言を作成するにあたり、全文（財産目録を除く。）の手書きを負担であると感じる者は、今後も増加すると思われるところ、今般のデジタル技術を活用した新たな遺言の方式が創設されることは、遺言制度を利用する者にとって利便性が大きく向上することになる。これからの大相続時代や、本格的なデジタル社会の到来を見据えた際、利便性の高い方法による遺言を作成することができることは、遺言者の最終意思の実現可能性を大きく高めることになると思われるため、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設には、賛成するところである。

ここで、法務省が平成２９年度に実施した「我が国における自筆証書による遺言に係る遺言書の作成・保管等に関するニーズ調査・分析業務」では、遺言書の作成経験に関して「自筆証書遺言を作成したことがある」と回答した者は全体の３．７％であった。「公正証書遺言を作成したことがある」と回答した者は全体の３．１％であり、僅かではあるが自筆証書遺言の作成割合が多いことが明らかにされている。

上記調査が行われた時点と近似する平成３０年における遺言公正証書の作成件数は約１１万件であるのに対し、同年の自筆証書遺言における遺言書の検認件数は約１万７０００件と、遺言公正証書の作成件数の約５分の１程度の件数となっている。

これは、作成された自筆証書遺言の効力が発生しているか否かの客観的資料が無く、推測の域を出ないものの、自筆証書遺言が作成されているにもかかわらず、遺言の効力発生時に相続人に発見されていない等の事情もあるように思われる。

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式では、例えば遺言の保管制度や検索システム等の導入により、自筆証書遺言において問題となり得る紛失や改ざん等を防止することができる。また、遺言書が発見されないリスクを回避することも可能となる。現行の自筆証書遺言と比較し、全文（財産目録を除く。）を自書する負担が軽減されることにより、かつ、信頼性の高い遺言制度を確立することにより、より一層遺言の利活用が促進されるものとする。

当然、デジタル技術を活用した新たな遺言の制度が創設されたとしても、これを活用するか否かは利用者の選択に委ねられるべきであるが、選択肢として利便性の高い新たな遺言制度が加わることについては、遺言者の最終意思の実現や相続手続の円滑かつ迅速な執行の観点等も含めて、積極的に検討していく必要があるものと考え、次のとおり中間試案に対して意見を述べる。

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）（注4）（注5）（注6）。
- ③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。
- ④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

（注2）①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

（注3）証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定（民法第974条）が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

(注4)「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする
ことについて引き続き検討する。

(注5) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない
者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が
入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、
口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体
的規律は引き続き検討する。

(注6) 証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが
ら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)により
立ち会うことができるものとするについて引き続き検討する。

(注7) ④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らか
にするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置を
とることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記
録について、事後的な改変を防止するため、(注2)のほかに、どのような措
置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされ
た遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の
状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定す
る方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠
組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等
において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き
続き検討する。

【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないもの
とする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子
署名を行うこと(注1)(注2)。
- ② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文(財産目録を除
く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)。

③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注4）。

④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注5）（注6）（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注2）遺言者が③の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名に係る電子証明書が失効していないかを確認するものとするとも考えられる。

（注3）遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

（注4）③の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注5）遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

（注6）①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

(注7) デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものとするものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】 遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること(注2)。

③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報（電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等）等）の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。

④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注３）（注４）（注５）

⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。

（注３）どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注４）遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。

（注５）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること（注１）。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること（注２）（注３）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類（マイナンバーカード等）の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注４）（注５）（注６）
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

（注１）遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

（注２）申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定している。

（注３）遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出することを想定している。

（注４）どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注５）遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。

（注６）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等

を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

(意見の趣旨)

【乙案】の内容をベースに検討すべきである。

(意見の理由)

(1) 【乙案】を支持する理由

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設するにあたり、現行の自筆証書遺言よりも利便性が高く、かつ、信頼性が高い制度であることが重要である。

新たな遺言の方式の創設により、デジタル技術を活用した遺言の作成が可能となり、かつ、作成した電磁的記録を公的機関が保管する制度であることが、国民にとって信頼性の高い制度になると期待され、国民の負担軽減にも繋がると考えられるため、【乙案】に賛成し、【乙案】を基礎とした制度設計をすべきものとする。

現行の自筆証書遺言では、遺言者が作成をしたとしても自筆証書遺言の効力発生後に、相続人等により当該自筆証書遺言が発見されないといったリスクがあり、このような事態を解消するためには、新たな遺言の方式の創設に当たっては、公的機関による保管制度を導入することが重要である。

公的機関による保管制度を設けることのメリットとして、民法第1004条の規定が適用されず検認手続が不要となることのほか、遺言書が発見されないリスクの軽減や公的機関による保管申請時の本人確認等がなされることから、遺言書の真正性及び真意性が補強されることとなる。

また、公的機関に対する保管申請の際に、司法書士や弁護士といった法律専門職が関与することも考えられるところ、保管申請前に司法書士等が遺言の内容や申請情報の内容の正確性の確認等を行うことで、より一層、遺言者本人の真意に沿った信頼性の高い遺言書の保管がなされることにも繋がることとなる。

更に、デジタル技術を活用した新たな方式によって作成された遺言については、保管を方式要件とすることにより、保管された遺言を一元的に検索することができることとなる。その結果、遺言の効力が発生した後に、遺言者の指定した相続人等への円滑な通知が可能となるため、作成した遺言が発見されないといった懸念は解

消される。併せて、公的機関に保管されることにより、遺言作成後の改ざんリスクも消滅する。

以上より、遺言者の真意に沿った信頼性の高い遺言の成立や、その後の改ざんリスクを防ぎ、かつ、遺言の効力発生後に、相続人等に通知される仕組みを整えることによって、確実に相続手続の執行がされるような制度とすることができる【乙案】をベースとして検討することが妥当である。

なお、【乙案】においては①のみに遺言者の電子署名を行うこととしているが、電子署名は、遺言者の真意性・真正性の補強材料として、また、①や②の電磁的記録自体や当該電磁的記録が送信された際の送信経路において改ざんされていないことを担保するための重要な措置である。

更に、②の申請情報に対して、マイナンバーカードの署名用電子証明書が添付されていることにより、遺言者の本人性の特定が可能な情報を自動検証することができるため、公的機関での遺言者の本人確認を迅速に行うことが可能となることから、①のみならず②の申請情報に対しても電子署名を行うこととする点について、更に検討すべきである。

マイナンバーカードは国民が無償で取得した上で使用できるものであるため、マイナンバーカードを紛失した際における再発行の場面を除き、国民に費用負担を強いることはない。また、マイナンバーカードに搭載された情報は公的機関による厳格な本人確認を経た情報であるため、身元確認保証レベルや当人認証保証レベルは極めて高い。更に、確定申告をはじめとした行政手続を行う際にマイナンバーカードによる電子署名を行うことは広く一般的に行われており、手続的な側面からも国民に過度な負担となることはない。

これらから、①及び②の双方に電子署名を行うことを検討することで、原案以上の遺言者の真意性及び真正性の補強に繋がり、かつ、公的機関における本人確認等の負担を軽減することが可能となる。

(2) 【甲案】に対する意見

① 【甲案】全体に対する意見

【甲案】全体を設計として、保管を遺言者や証人等に委ねることになっているため、遺言の効力発生後に相続人等がデジタル技術を活用した新たな遺言の方式によ

って作成した遺言を発見できないリスクが払拭できず、現行の自筆証書遺言と同様、発見されないリスクが残存することとなる。その結果、相続手続の執行に至らないことも考えられ、遺言者の最終意思の実現を達成することに大きく寄与するとは考え難い。

また、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言データの保管を、遺言者や証人等が保有する端末等で行うことにより、当該遺言データを改ざんされるリスクが高まるおそれがある。

法制審議会民法（遺言関係）部会第4回会議において参考人から「ローカル環境のところでは何の手当てもされないまま、その古い技術で電子署名されたものが残り続けることになるので、ハッシュ値を変えないまま改ざんされるということが、暗号化技術が古くなれば、起こり得る」との発言があった。一般的に、遺言は、作成から数年、場合によっては数十年後に効力が発生することになるところ、遺言者等が保有する端末等に保管していた場合で、何らの手当てもしていないときは、ハッシュ値を変えることなく、第三者により遺言データを書き換えられる等の改ざん行為の危険性が常に残存することとなる。

以上より、【甲1案】及び【甲2案】のいずれも、偽造防止等の措置が講じられているとは言い難い。

【甲1案】及び【甲2案】の（注8）において、そのいずれであっても遺言書の検認につき甲案の方法で作成された方式全体を見分することを想定し、引き続き検討するとの記載があるが、家庭裁判所において【甲1案】や【甲2案】の方式で録音等がなされたデータを含めた遺言データ全体を見分することとなると、家庭裁判所の事務負担の増大は容易に想定することができる。このように、【甲1案】や【甲2案】は、実務上の混乱を生じさせるおそれがある。

②【甲1案】に対する意見

【甲1案】の方式における証人の要件について、特段の（注）が付されていないことから、現行の遺言制度における証人の要件と相違ないものと推察されるが、この方式を採用する場合、別途証人の要件を設けることを検討する必要があるものと考ええる。

例えば、第三者が自己の従事する法人を受遺者として作成した遺言の文案を、遺言者が【甲1案】の方式①から④までを満たして遺言として作成した場合に、この

遺言文案を作成した第三者が方式②及び③における証人としても関わっていると、その第三者が直接の受遺者でなかったとしても当該遺言について利益相反の関係が生じることが考えられる。

そのため、中間試案に対するパブリック・コメント以後の議論において、【甲1案】を引き続き検討することになる場合には、証人の要件についても検討を要する必要があると考える。

③【甲2案】に対する意見

【甲2案】では、補足説明30頁にあるように、民間事業者において「本文①の電磁的記録についてされた電子署名の電子証明書が失効していないことの確認（本文の（注2））及び本文②の口述を記録する際に必要とされる技術的措置の提供（本文④）」としているが、前述のとおり【甲案】全体として遺言者等による遺言データの保管を前提としていることから、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言が発見されず、遺言者の最終意思が実現されないリスクがある。

また、（注7）で、主務大臣による認定制度が想定されているが、民間事業者の事業の継続性や永続性の観点からの検討が不可欠となり、その検討に多大なる労力が求められることとなる。更に、民間事業者が遺言書の作成に関連する周辺サービスを提供することとなった場合、各種法令との関係から疑義が生じ得るものと思われる。

このように、多くの検討すべき課題が残されている【甲2案】であるが、それに対して実務上の大幅な優位性は見受けられず、実務的にも混乱が生じるおそれがあるため、【甲2案】については慎重に検討すべきである。

(3) 【丙案】に対する意見

【丙案】では、電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、同書面を保管機関に出頭又は郵送する方法により申請を行うとされているが、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設に係る検討が諮問事項である中、保管される遺言が書面とされており、諮問の趣旨から外れているのではないかとの意見や、現行の自筆証書遺言の保管制度を緩和し、法務局で自筆証書遺言を保管する際は、全文自書の要件を【丙案】の方式に変更することで【丙案】を実現することができるのではないかとの意見があった。

そのため、【丙案】の考え方については、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の改正も含め、引き続き検討することが必要であるとする。

2 保管制度の在り方

本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

- (1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注1）（注2）。
- (2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。
- (3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。
- (4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

（注1）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことがで

きるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

(注2) 自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとすることが考えられる。

(意見の趣旨)

保管制度の内容について、概ね賛成である。

なお、(3)にある遺言者の指定した者への通知については、現行の自筆証書遺言書保管制度との比較において、通知方法を書面に限らずデジタル技術を活用した通知方法も検討することが望ましい。

(意見の理由)

全体を通して概ね賛成するが、(3)にある通知は、書面に限らずデジタル技術を活用した方法により行うことを許容するものであることが望ましいと考える。

現行の自筆証書遺言書保管制度における「法務局における遺言書の保管等に関する省令」第48条では、遺言者の死亡後に遺言者の指定する者への通知は「郵便又は信書便により書面を送付する方法」により行うとされている。

しかし、デジタル技術を活用した新たな遺言について、【乙案】を採用した場合、保管されている遺言がデジタルデータであること、また、保管申請をオンラインで受け付けることが許容されていること等から、遺言者の指定する者への通知が書面のみで行われるという点に合理的な理由はないように思われる。なお、令和7年3月より、試験的ではあるものの、現行の自筆証書遺言書保管制度において、一部の手続につき、オンラインの方法によることが可能となっていることから、この動向を踏まえつつ、デジタル技術を活用した通知方法も検討することが妥当である。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

- (1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)
遺言者が作成日(遺言が成立した日)を記録する。
- (2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)

公的機関が保管を開始した日を記録する。

(意見の趣旨)

第1-1において、【乙案】に賛成することから、(2)の考え方に賛成する。

なお、(前注1)のとおり、【甲案】から【丙案】までの方式を併設することを前提に議論を継続する場合には、下記の懸念を前提に検討すべきである。

(意見の理由)

【甲1案】や【甲2案】では、現状、時刻認証局が提供するタイムスタンプを行う等の措置は想定されておらず、電磁的記録本文に記録した日付が根拠となる。また、ワード等で作成された電磁的記録については、プロパティ上に日付が記録されるが、この際の日付は作成を行った端末等の時刻に依拠することとなる。前者については、遺言者がいつの日付を入力するかによることとなり、また、改ざん防止措置が講じられていないことから、事後的な改ざん行為を検知することができないおそれが生じる。後者については、プロパティ上、電磁的記録を作成した端末等の日付が記録される性質を持つほか、事後的にプロパティ上の日付を改変することも容易である。

また、問題点として、電磁的記録本文に記録された日付と電磁的記録のプロパティ上に表示された作成日が異なる場合に、どちらの日付がより正確であるのか、とりわけ電磁的記録には令和7年9月9日とあるが、プロパティ上の最終更新日が令和7年9月1日とされている場合などの取扱いについて、法的な疑義が生じるおそれがある。

(プロパティ上の作成日時や更新日時等は容易に改変することが可能であることを示す図)

サイズ:	26.5 KB (27,186 バイト)
ディスク上のサイズ:	28.0 KB (28,672 バイト)
作成日時:	1900年5月22日、23:29:40
更新日時:	2028年9月7日、18:29:40
アクセス日時:	2025年9月9日、15:47:15

以上のとおり、第1－1にて、【甲1案】や【甲2案】の議論を継続する場合には、デジタル特有の問題点に配慮した検討を行うことが不可欠となる。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条（遺言の撤回）、第1023条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第1024条後段（遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制）を適用するものとし、同条前段（遺言書の故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする（注）。

（注）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない（民法第1024条前段を適用する。）ものとする（注）。

（注）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの要否について、引き続き検討する。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。

(注) 当該遺言の情報については、本文 2 の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとするのが考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

(意見の趣旨)

(2)の撤回について、第 1 のデジタル技術を活用した新たな遺言の方式のうち【乙案】や【丙案】の公的機関による保管制度を利用する方式を採用する場合について、イ【C案】の内容をベースに検討すべきである。

(意見の理由)

公的機関による保管制度を利用する方式につき、現状、法務局による自筆証書遺言書保管制度があるところ、同制度では、遺言書の保管の申請の撤回を行うことができる。

これと同様に、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても、遺言者による撤回の意思を認めることによる弊害は少なく、また、保管の申請の撤回の意思表示がなされたことを公的機関が記録することによって、安定した制度設計になるものと思われるため、【C案】が妥当であると考ええる。

なお、第 1－1 の【乙案】や【丙案】では、遺言の成立要件として、公的機関による保管が求められるため、仮に、保管の申請の撤回が認められる制度となった場合には、【乙案】や【丙案】としての遺言の効力を有さなくなることにつき、予めの周知が必要になるものと考ええる。

第 2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

(意見の趣旨)

法務局における保管を伴わない自筆証書遺言について、自書を要しない範囲を拡大しないことにつき、賛成する。

(意見の理由)

法務局における保管を伴わない自筆証書遺言については、全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名の自書によって真意性・真正性を確保していると考えられるところ、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれが増大することも考えられるため、自書を要しない範囲を拡大しないことが望ましいと考える。

なお、法務局で自筆証書遺言を保管する場合、前記第1の1の【丙案】で提案されている方式を採用することで、真意性・真正性の確保を図ることができると考えられ、その代わりに自書要件を緩和することも考えられる。この考え方については、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)の改正も含め、引き続き検討することが必要であるとする。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする(注)。

(注) 自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件(民法第968条第2項)及び加除その他の変更の際しての押印要件(同条第3項)を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

(後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件(場面又は場合)を定め、それ(法定する要件)を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
 - ・押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件(自筆証書遺言書保管制度の利用)を満たす場合
- などを定めることが考えられる。

(意見の趣旨)

【乙案】に賛成する。

(意見の理由)

1 民法第968条第1項の押印要件について

(1) 押印見直しの傾向について

不動産の売買契約書など重要な財産に関する文書をはじめ、依然として文書を完成させるために押印を求められる機会は多く、印章を用意することが困難であるといった事実もないことから、少なくとも現段階において、押印要件を廃止しなければならない明確な立法事実まではないと考える。

とりわけ、単独行為である遺言書の作成については、その効力が生じた際、遺言書の作成者から事情を聴取することができず、売買契約や賃貸借契約等と比較しても、押印の重要性は依然として高いものと考えることが妥当である。

(2) 真意性の確保（遺言ではない文書との区別（補足説明資料3頁記述））について

民法は、遺言者の真意を確保するため、遺言の作成につき、厳格な方式要件を定めている。自筆証書遺言の方式では、全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名の自書、押印の4つの要件が定められており、その要件を全て満たすことで、遺言という重要な法的意味を有する意思表示を記載した文書となる。換言すれば、その要件の充足状況により、法的効力を有する遺言と、そうではない文書との区別が可能になる。

【甲案】のとおり、自筆証書遺言の方式から押印要件を廃止し、代わりとなる要件を設けなかった場合の問題としては、例えば、ノートやメモ用紙、日記、他人への手紙などに文書が記載されていた場合、文書作成者において、遺言とする意図を有して作成されたものではなく、その日の出来事に対する気持ちや人生訓といった、法的意味を有するとはいえない内容であったとしても、全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名が自書されていた場合に、意図しない自筆証書遺言が成立してしまうといった事態が生じ得る。

押印廃止により、混乱や紛争を招くおそれがある以上、あえて押印要件を廃止する必要はなく、引き続き、押印要件については維持することが相当であると考ええる。

2 後注で示された法定する要件について

(1) 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合について

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）による民法第899条の2の新設により、相続させる旨の遺言について、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないこととなった。これにより、遺言書を用いた不動産登記その他の相続実務においては、これまで以上に迅速かつ円滑な執行が求められるようになった。

しかし、本提案のように遺言者の真意について裁判所の判断を求めることになると、遺言の執行までに時間がかかることは否めず、迅速かつ円滑な執行が可能であるか、疑義が生じる。また、遺言の執行の場面において混乱を生じさせないためには、遺言の方式要件は一見して明確なものであることが望ましい。

したがって、本提案を押印要件に代わる方式要件として採用することについては慎重に検討すべきである。

(2) 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けることについて

自筆証書遺言書保管制度を利用する場合には、遺言者が自らの意思に基づき当該申請に係る遺言をしたことが明らかであるため、押印を欠いていたとしても、遺言を有効なものと取り扱って支障はないものとする。

なお、現行の自筆証書遺言書保管制度においては、保管の申請に係る遺言書が、民法に規定する自筆証書によってした遺言に係る遺言書ではないときは、その申請を却下しなければならないとされている（法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第2号）ことから、本提案を採用する場合には、関係法令について検討する必要があると考える。加えて、押印を欠いた遺言書を保管した後、保管の申請の撤回をすることの可否や、仮に撤回が認められた場合における当該遺言書の効力についても検討する必要があると考える。

3 民法第968条第2項、第3項の押印要件について

確かに、民法第968条第1項の押印に比べれば、同条第2項、第3項の押印が果たす役割についてはそこまで大きくはないとも考えられるところ、方式が厳格すぎるにより遺言者の負担が過度に増大することは望ましくない。

しかし、自筆証書遺言の作成時には、遺言者の「署名及び押印」が必要とされているところ、財産目録や加除その他の変更時の場合だけを署名のみで足りるとすると、司法書士等の法律専門家が関与せず作成されることも多い自筆証書遺言については、誤解が生じ、誤った方式で作成・加除訂正されることが増えることも懸念される。また、自筆証書遺言の作成時に印章を準備することを前提としている以上、財産目録や加除その他の変更時に押印を求めたとしても、過度な負担になることはないものと思われる。

よって、財産目録・加除その他の変更時についても、押印要件を維持することが望ましいと考える。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

(意見の趣旨)

賛成する。

(意見の理由)

秘密証書遺言については、現行制度においても、パソコン等のデジタル機器を利用して内容を入力し、それを印刷したものを証書とすることが許容されている。更に、秘密証書遺言の作成件数は少数にとどまり、秘密証書遺言に対する需要はそこまで大きいものではないとも考えられることを踏まえると、現行の方式要件とは別に、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性は高くないと考える。

2 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。

(2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件（場面又は場合）を定め、それ（法定する要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方があ

る。

この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- などを定めることが考えられる。

（意見の趣旨）

(1)につき、賛成する。

(2)につき、【乙案】に賛成する。ただし、民法第970条第1項第4号の遺言者及び証人による押印要件については廃止の方向性で検討することを求める。

（意見の理由）

(1) 補足説明資料第3（補足説明）3（1）記述のとおりである。

(2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による民法第984条の改正に際し、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があるという理由で、民法第970条第1項第1号及び第2号の押印要件は維持されており、秘密証書遺言においても、真意性を確保する観点から当該要件は維持すべきであると考

一方、民法第970条第4号の押印要件について、その押印が果たす役割は、同条第1号及び第2号で定める押印要件と比べて限定的であると考えられ、廃止をしても特段支障はないと考える。

そのため、今後の議論において、民法第970条第4号に係る押印については、これを廃止する方向での検討がなされることを求める。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する（注1）（注2）。

（注1）「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討する。

（注2）「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

(2) 一般隔離地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するものとする。

（意見の趣旨）

検討の方向性につき、賛成する。

(意見の理由)

(1)、(2)については、現行制度を維持し、また、解釈上認められている内容を明文化する趣旨であり、方向性に賛成する。

なお、(1)の注2に関する「山岳における遭難」につき、補足説明77頁(注)の警察庁「令和5年における山岳遭難の概況等(統計データ)」によれば、山岳遭難は一定の件数が発生していることから、適用場面に含まれ得ることを、解釈上明らかにすることには意義があるものとする。

また、(2)の一般隔絶地遺言については、公正証書遺言のデジタル化を踏まえ、交通手段の遮断のみならず、インターネット通信環境の遮断の有無についても検討することが相当である。

いずれについても、今後の検討課題として残すことに異論はない。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律

現行法の規定については、維持するものとする(注1)。

(注1) 特別の方式の遺言における押印要件(民法第976条第1項、第979条第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項)については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(意見の趣旨)

検討の方向性につき、賛成する。

(意見の理由)

特定の状況下においては、デジタル技術の使用が困難又は不適當となる場合も想定されることから、現行法の規定を維持する方向性に賛成する。

なお、押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえつつ、制度全体との整合性を確保する観点から、その在り方を検討すべきである。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、以下の各案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（注2）（注3）（注4）（注5）（注6）。

（注2）各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

（注3）船舶遭難者遺言については、特に証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることも含め、より簡便な方式の規律を設けることにつき、更なる検討を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル技術によって適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

（注4）各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

（注5）遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするが考えられる。

（注6）各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手續を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとするを前提としている。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

(意見の趣旨)

【甲案】及び【乙案】の内容を基本に検討すべきであるが、死亡危急時遺言について、特別方式としてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けるか否かは、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の創設の方向性を踏まえて検討すべきである。

(意見の理由)

死亡危急時遺言については、第1の普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式が利便性の高いものになれば、あえて死亡危急時遺言についてデジタル技術を活用した新たな方式を設けなくても、実務上対応可能となる余地がある。

もっとも、当連合会は、第1-1において、【乙案】に賛成する旨の意見を述べているところ、死亡の危急に迫られており時間的猶予のない状況下では、公的機関による保管が困難となるおそれがある。

そこで、特別的方式としての遺言のデジタル化の必要性が残る場面も想定される。その場合、死亡危急時遺言においては、証人による文書化された情報の作成が困難な場面は多くないと考えられる。

遺言の内容は、遺言者の最終意思の実現のためにも、一覧性及び可読性のある文書化された情報とすることが望ましい。そのため、【甲案】及び【乙案】を中心に検討することが妥当である。

また、【甲案】と【乙案】の主な相違点は、遺言の全文等を電磁的記録により作成するか、書面により作成するかという点であり、死亡の危急に迫ったという状況においては、環境等に応じて複数の選択を可能とすることが望ましい。

なお、証人の人数要件については、遺言者が口授する状況等を撮影した録音・録画による電磁的記録が存在することから、現行規定よりも緩和することに賛成する。もっとも、親族又は遺言によって利益を得ようとする者から証人となることを求められた場合には、遺言の真意性の確保が後退することが懸念される。このため、証人の資格要件として、高度な倫理観を有し、かつ、中立的な立場にある職業専門家等に限定すること等も考えられる。また、遺言者が口授する際に音声入力機能を併用し、証人に依拠せずに自らの口授内容を文字情報として電磁的に記録する方法も、引き続き検討する必要があるものとする。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、口頭で遺言すること。

③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、口頭で遺言すること。

③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、口頭で遺言すること。

③ 証人が、自己の氏名を口述すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

（意見の趣旨）

船舶遭難者遺言については、【丙案】を基本としつつ、遭難現場での実現可能性を具体的に想定した上で検討することが妥当であると考ええる。

（意見の理由）

船舶遭難や航空機遭難等、生命の危険が切迫した局面においては、証人が遺言の趣旨や氏名を記録又は筆記することは、現実的に困難な場合が多いと想定される。

このような状況下で実際に利用され得るのは、【丙案】のように録音・録画により遺言を電磁的に記録する方式であると考ええる。

もっとも、【丙案】による方式であっても、たとえば遺言者が遭難時に真っ先に連絡を試みるのは最も親しい者（多くは証人欠格者に該当する親族等）であると思われる。仮に、航空機遭難の場面で機内 Wi-Fi 等を利用し、親族等にビデオ通話等を

行い、その場に同乗していた第三者が証人となることができた場合や、通話先の家族のもとに第三者が証人として同席していたような状況で、証人及び立会人の欠格事由に該当している者が船舶遭難者遺言の作成の場に同席していた場合、【丙案】の要件を満たすと評価できるのか疑義が残る。また、【丙案】の方式によって作成された電磁的記録が、遺言者本人が保有する端末等ではなく、証人や家族の保有する端末等、他者の端末等に保存されていた場合に、通信経路における改変やフェイク動画等のリスクから、当該電磁的記録を遺言と認めることができるかについても引き続き検討する必要がある。

生命の危機が迫り、かつ、時間的猶予が極めて限られる状況では、証人の立会いが困難な場合や、インターネット通信環境が遮断されていることも想定される。

そのような状況下で、例えば、証人の立会いはないものの、遺言者本人が保有するスマートフォン等の端末に、録画及び録音を行う方法により作成された電磁的記録の遺言が保管されていた場合には、遺言者自身が保有する端末等に保存されたものであることから、真意性・真正性が確保され、また、家庭裁判所による確認の手続までの期間等を考慮すると、第三者による偽造・変造のリスクも低いと考えられる。

このように、「遺言者本人が保有する端末等に電磁的記録が保管されていること」など一定の条件を満たす場合に限定して、証人要件を不要とすることも検討する余地があると思われる。

上記のような方法で作成された電磁的記録を、法的効力のある遺言として認めることが、デジタル技術を活用した新たな遺言制度の方向性に合致すると考える。

したがって、船舶遭難者遺言については、証人要件の在り方を含め、実現可能性を具体的に想定した上で、適切な制度設計となるよう、引き続き検討すべきである。

(3) 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとする。

(意見の趣旨)

検討の方向性につき、賛成する。

(意見の理由)

一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、公正証書遺言のデジタル化により、一定程度対応可能な場面も想定されることから、その方式要件について現行規定を見直す必要性は低いものと考えられる。

第5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

(意見の趣旨)

検討の方向性につき、賛成する。

(意見の理由)

遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないことに異論はない。もっとも、補足説明88頁（補足説明）3にも記載があるとおおり、フォーマットや文例、記載例を法務省のウェブページ等で示すなど、国民に必要な情報を分かりやすく提供し、不明確な記載を防止するための方策を検討することは重要である。

近年、相続や遺言に関する国民の関心は高まり、遺言書を作成しようとする者も増加傾向にある。今後、新たなデジタル技術を活用した遺言制度が創設されれば、その関心は一層高まることが予想される。

そのため、現行制度についても、国民が理解しやすく、利便性の向上を図るとともに、制度の信頼性を損なわないよう十分に配慮した改善を検討すべきである。

また、デジタル技術を活用した新たな遺言制度の創設にあたっては、利用者が混乱しないよう、制度の趣旨や利用方法を分かりやすく周知することが不可欠である。

以 上